

資料6

全業所管官庁等を通じた計画的な取組

令和元年9月3日

全業所管官庁等を通じた計画的な取組について

- マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に向け、全ての企業等において必要な手続が円滑に進むよう検討を行うため、令和元年7月31日に「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議」(局長級会議)及び「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議幹事会」(課長級会議)を設置。
- 今後、概ね下記のスケジュールを念頭に、業所管官庁毎に工程表を作成し、全業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用について要請を行うとともに、説明会を開催すること等により企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を推進する。全業所管官庁等の取組についてはアンケート調査等による定期的なフォローアップを実施。
- 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)を踏まえた各種施策の推進に当たり、上記の機会を積極的に活用。
- 主要経済団体等についても同様の取組を行う。

2019年度 (令和元年度)			2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度～ (令和5年度～)		
7～9月	10～12月	1～3月						
7月 局長級会議・課長級会議 設置	9月頃 局長級会議・課長級会議	年内 要請の実施	3月頃 局長級会議・課長級会議 左のフォローアップ	業界団体等の総会(5月頃)等での 説明会、アンケート調査等	3月頃 局長級会議・課長級会議 普及状況のフォローアップ	業界団体等の総会(5月頃)等での 説明会、アンケート調査等	3月頃 局長級会議・課長級会議 普及状況のフォローアップ	進捗状況等に応じた対応